

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期経営ビジョン『KANEKA UNITED宣言』で定める経営理念(以下の「企業理念」、「目指す企業像」、「ESG憲章」から成る)に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを経営の最重要課題としています。そのためには、コーポレートガバナンスの充実是不可欠と考え、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。

なお、当社は「Environment (環境)」「Social (社会)」「Governance (企業統治)」の取組みを強化することを経営方針として、社会の諸課題の解決に積極的に取り組んでおります。

<企業理念>

人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。

<目指す企業像>

未来をつなぐ企業:研究開発型企業として、創意と情熱を持ち、市場ニーズを先取りした事業創造・新製品開発を行い、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。

世界をつなぐ企業:多様な人材がグローバルに活躍し、新興国を含めた世界の市場で存在感のある、真のグローバル企業を目指します。

価値をつなぐ企業:カネカグループとしての一体感を大切に、お互いに協力し、ともに価値創造と事業展開に取り組みます。

革新をつなぐ企業:組織の壁や従来のやり方にとらわれず、社内外の知恵を融合し、絶えず革新に向けてチャレンジしていきます。

人をつなぐ企業:カネカグループの成長の源泉は「人」にあると考え、人の成長を大切にしてイノベーションを実現します。

<ESG憲章(企業理念を実現するための一人ひとりの行動指針)>

1. カガクで世界の人々の人生と環境の進化に貢献し、価値あるソリューションをグローバルに提供します。

(1) 化学素材の無限の可能性を引き出し、持続可能型社会を支え、地球環境と生活の革新に貢献します。(Earthology Chemical Solution)

(2) 化学を軸に、食と医療を一つにとらえ、人々に健康で活力のある人生をもたらす革新的なソリューションを提供します。(Active Human Life Solution)

2. 一人ひとりの真摯で前向きな努力による企業理念の実現を通じて、社会的責任を果たします。

(1) それぞれの国や地域の文化・慣習を理解して、地域に根ざした企業活動を行い、積極的に社会に貢献します。

(2) 法令を遵守し、自由競争に基づく公正な事業活動を行います。

(3) 株主をはじめとするすべてのステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、適切な情報開示を行います。

(4) すべての社員の人格や個性を尊重して、全員が健康で働きがいを感じ、能力を最大限発揮できる企業風土を作ります。

(5) 安全を経営の最重要課題と位置づけ、健全かつ安全な職場環境づくり、製品の安全性確保、地球環境の保護に取り組みます。

※「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は、当社のホームページに掲載しております。<https://www.kaneka.co.jp/>

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、実施しています。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

<原則1-4 政策保有株式>

当社は、取引関係の維持・強化、業務提携及び資本提携を目的に、必要最小限度の政策保有株式を保有しています。政策保有株式については、保有目的の妥当性、保有に伴うリターンとリスクの経済合理性等を総合的に検証した上で、毎年定期的に保有の可否を見直し、保有の必要性が低いと判断した株式については縮減を実施しています。これらの取組みについては、毎年、取締役会に報告するとともに、その概要を開示します。2020年度につきましては、上記の視点で検証した結果、上場株式4銘柄を売却いたしました。

また、政策保有株式に係る議決権行使については、行使基準を定めており、個々の議案毎に賛否を判断した上で実施しています。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社は、取締役の利益相反取引については、会社法及び当社取締役会規則に従って、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告しています。

なお、取締役を含む全ての関連当事者との取引事実を四半期毎に確認し、会社法及び金融商品取引法等に従って開示しています。

<原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、企業年金基金に年金制度等の専門知識等を有する人材を配置・登用するとともに、外部コンサルタントを採用し資産運用委員会等の場において、適切な助言を得ながら、企業年金基金の運営を行っています。

また、企業年金基金の決定機関である代議員会は、事業主が選定した議員及び加入者互選による議員を同人数選出し、当社と受益者との利益相反を適切に管理できる体制で運営しています。

<原則3-1 情報開示の充実>

当社は、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から以下の情報を開示します。

- (1) 長期経営ビジョン、中期経営計画
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本方針
- (3) 取締役の報酬の決定方針・手続
- (4) 取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続
- (5) 取締役・監査役候補者の個々の選解任及び指名についての説明

なお、(1)については当社ウェブサイトで、(2)から(4)については「コーポレートガバナンスに関する基本方針」で、(5)については、株主総会参考書類等で、適宜開示します。

<補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲>

業務執行上の重要事項については「決定基準表」に基づき、業務執行の最高意思決定機関である「経営審議会」で決定しています。特に重要案件については「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議の上、決議しています。その他項目については、取締役会が報告を受け、執行状況を監督しています。

<原則4-9 社外役員の独立性基準>

当社は、独立社外取締役、独立社外監査役となる者の独立性をその実質面において担保するための「社外役員の独立性基準」を定め、コーポレートガバナンス報告書等でその内容を開示しています。

<補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社は、取締役の選任に関しては、人格、見識、能力及び経験とともに高い倫理観を有していることを条件として、代表取締役と独立社外取締役から構成されている指名・報酬諮問委員会の議論を踏まえて、取締役会が決定します。

<補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社役員の兼任状況>

当社は、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当該兼任する職務の具体的な内容等を考慮した上で、当社取締役及び監査役として職務遂行に支障のない合理的な範囲にとどめるように努め、当該兼任状況を毎年事業報告等で開示します。

<補充原則4-11-3 取締役会の実効性と分析・評価>

当社は、取締役会議長が、独立社外役員会議からの報告や、社内役員からの意見を定期的に確認して、現在の取締役会のあり方や運営に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

今年度の取締役会の状況については、取締役会の運営（開催回数や頻度、開催時間、事前に提供される情報の内容、議事の内容、審議等）、社外取締役の役割、社外役員への必要な情報提供、リスクマネジメント等を中心に、独立社外役員会議において議論を行いました。その結果を踏まえて自己評価を行った結果、取締役会は、リスク管理を考慮した当社グループの重要事項の意思決定と業務執行の監督について有効に機能しており、実効性が確保されていることが確認されました。

当社は、今後も取締役会の実効性評価を行うことにより、取締役会の実効性の確保に努めてまいります。

<補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針>

当社は、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で、社外研修への派遣をはじめ必要となるトレーニングの機会を提供します。特に社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布、説明、関連情報の提供を行い、取締役会以外にも重要な社内会議等の同席、適宜工場視察等を実施しています。

<原則5-1 株主との対話の方針>

当社は、中長期的な企業価値の向上のためには、株主との建設的な対話は重要と考えています。

株主との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努め、代表取締役やIR担当役員による各種説明会や国内外の投資家訪問の実施、あるいは投資家工場見学会などを実施します。その結果を、必要に応じて経営陣幹部及び取締役会に報告します。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めるものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,547,000	6.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,728,900	5.72
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	3,114,119	4.77
株式会社三井住友銀行	3,091,683	4.74
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	2,825,040	4.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	2,672,300	4.10
株式会社三菱UFJ銀行	2,308,907	3.54
三井住友海上火災保険株式会社	2,104,800	3.23
BNYMSANY AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1,310,520	2.01
カネカ取引先持株会	1,180,900	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無

———

株式会社三菱UFJ銀行他2社から2018年4月13日付けで大量保有報告書の提出があり、2018年4月9日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができないため、2021年3月31日現在の株主名簿に従い記載しております。

なお、株式会社三菱UFJ銀行他2社の大量保有報告書の内容は次のとおりであります。当社は2018年10月1日付で当社普通株式5株を1株に併合いたしました。それ以前に提出された大量保有報告書の所有株式数は、株式併合前の株式数にて記載しております。また、2019年3月29日付で自己株式の消却を行っておりますが、それ以前に提出された大量保有報告書の株券等保有割合は、消却前の割合で記載しております。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,544	3.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	15,684	4.48
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 新有楽町ビル4階	939	0.27

三井住友信託銀行株式会社他2社から2020年11月19日付けで大量保有報告書の提出があり、2020年11月13日現在で以下の株式等を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができないため、2021年3月31日現在の株主名簿に従い記載しております。

なお、三井住友信託銀行株式会社他2社の大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	148	0.22
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号 住友不動産御成門タワー	4,618	6.79
日興アセット・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	1,335	1.96

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、上場子会社としてセメダイン株式会社（以下、セメダイン）を有しています。当該子会社に係るグループ経営に関する考え方及び方針等は次のとおりです。

<グループ経営に関する考え方及び方針>

当社は、セメダインが継続発展するためにはセメダインの独自性を尊重し、自主性を保った経営をしていただくことが重要と認識しており、セメダインがミッションとして掲げる「つけることを通じて、新しい価値を生み出し、世の中の課題に答えを出す。」に邁進し、セメダインが策定する事業戦略を進めていただきたいと考えます。また、当社は両社シナジーを早期に実現し、セメダインの企業価値を高めるため、当社グループとの連携強化に取り組んでおります。

<上場子会社を有する意義>

当社は、製造する変成シリコンポリマー等をセメダインへ製品原料として供給しております。セメダインは、変成シリコンポリマーを原材料とした製品を含む接着剤類の製造・販売をしており、接着剤、シーリング材の歴史ある専門メーカーとしての基盤を確立し、その品質や技術力の高さは国内外に広く知られております。当社とセメダインが連携を緊密化して経営判断の迅速化を図るとともに、両社の有する資産、技術、ノウハウ、海外ネットワーク等の経営資源をより一層活用することにより、両社の中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実施し、新たな接着剤関連事

業の開発や市場展開での事業拡大を進めていくことが、両社の企業価値の最大化に繋がると考えております。

<上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する考え方及び方針>

セメダインでは、当社の執行役員1名および従業員2名が取締役を務めていますが、その就任はセメダインからの要請に基づくものであり、当社の業務執行者と兼務していないことから、セメダイン独自の経営判断を行うことができる状況にあると考えております。またセメダインは、当社から独立した社外取締役2名を登用しており、経営の独立性を高めております。従って、セメダインは事業活動を行う上で当社と連携を取りながら経営判断を行っておりますが、独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されていると考えております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井口 武雄	他の会社の出身者								△			
毛利 衛	その他											
草刈 隆郎	他の会社の出身者											
横田 淳	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

井口 武雄	○	井口武雄氏は、当社の株主である三井住友海上火災保険株式会社の元代表取締役ですが、退任されてからすでに15年が経過していることから、当社では独立性は問題ないと考えております。 当社は、三井住友海上火災保険株式会社と損害保険に関する取引がありますが、直前事業年度における当社グループが同社に支払った損害保険料は同社の収入保険料の0.1%未満と僅少であります。 また、井口武雄氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	井口武雄氏は、金融機関において長年にわたって経営に携わり、経営者として高い見識と豊富な業務経験を有し、またコーポレートガバナンスに関する高度な提言を行っている一般社団法人日本取締役協会において要職を務められるなど、コーポレートガバナンスに関しても造詣が深い人物であります。同氏のもつ高度な見識と幅広い経営的視点で、当社取締役会において経営全般における適切な監督と客観的かつ戦略的な助言をいただくことを期待しております。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、井口武雄氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
毛利 衛	○	毛利衛氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	毛利衛氏は、世界の科学技術の最先端において多様かつ豊富な経験と実績をあげてこられました。当社は、長期経営ビジョンにおいて「研究開発型企業への進化」を経営施策の1つと掲げてR & Bに経営資源を重点投入しており、同氏の持つ高度な見識とグローバル的視野で、当社取締役会において経営全般における適切な監督と客観的かつ戦略的な助言をいただくことを期待しております。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、毛利衛氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
草刈 隆郎	○	草刈隆郎氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	草刈隆郎氏は、日本郵船株式会社代表取締役会長、社長や日本経済団体連合会副会長を歴任するなど、企業経営やグローバルなロジスティクス分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏のもつ高度な見識と幅広い経営的視点で、当社取締役会において経営全般における適切な監督と客観的かつ戦略的な助言をいただくことを期待しております。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、草刈隆郎氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
横田 淳	○	横田淳氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	横田淳氏は、外交官としてイスラエル大使、ベルギー大使等を歴任され、欧州との経済連携協定交渉のための政府代表を務められるなど、国際政治経済での経験と見識を有しております。同氏のもつグローバルかつ多様な見識で、当社取締役会において経営全般における適切な監督と客観的かつ戦略的な助言をいただくことを期待しております。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、横田淳氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	なし

・当社は、コーポレートガバナンスの取り組みが効果的に機能するために、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置きます。
 ・指名・報酬諮問委員会は、当社の取締役および監査役の選任・解任、ならびに取締役の報酬の決定に際して、代表取締役の諮問に対して独立社外取締役が公平・中立の立場から意見を述べ、その結果を、取締役会に報告します。
 ・指名・報酬諮問委員会の委員は当社の代表取締役および独立社外取締役で構成します。
 ・2020年度については、年3回開催し、会社法の改正に対応した「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について、取締役会に諮る前に審議するとともに、取締役および補欠監査役候補者の指名、ならびに取締役に付与する報酬に関して議論し取締役会に報告しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

☐ 監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人からの定期的な報告と意見交換会を実施しております。

☐ 監査役と内部監査部門との連携状況

内部監査部門であるESG推進部内部統制室へ内部監査の状況について適宜報告を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤原 浩	弁護士													
魚住 泰宏	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

藤原 浩	○	藤原浩氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	藤原浩氏は、弁護士として高い見識と豊富な経験を有し、当社の社外監査役として法令遵守の視点から当社取締役会や監査役会において貴重な助言や意見表明をさせていただいており、今後もその継続をお願いしたいためです。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、藤原浩氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
魚住 泰宏	○	魚住泰宏氏と当社との間に特記すべき人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	魚住泰宏氏は、大阪弁護士会副会長も経験され、弁護士として高い見識と豊富な経験を有し、当社の社外監査役として法令遵守の視点から当社取締役会や監査役会において貴重な助言や意見表明をさせていただいており、今後もその継続をお願いしたいためです。 また、当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、魚住泰宏氏は同基準に照らし合わせ、現経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

1. 当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
2. 当社の社外役員の独立性に関する基準の概要は以下のとおりであります。

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有するとは、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることをいう。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者等並びにその近親者等
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
- (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者等
- (4) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者等
- (5) 当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等
- (6) 当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者等
- (7) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者及び過去において所属していた者
- (8) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者及び過去において当該団体に所属していた者をいう。）

（注1）業務執行者等とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人等の業務を執行する者並びに過去において業務をしていた者をいう。

（注2）近親者等とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族又は同居の親族をいう。

（注3）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

（注4）当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

a. 当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者

b. 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者

（注5）当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている組織とは、年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。

（注6）当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者又は、当社グループからその団体の連結売上高又は総収入金額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

3. 当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役をメンバーとする独立社外役員会議を、少なくとも年1回開催し、当社のコーポレートガバナンスに関する事項等を議論します。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

当社のストックオプション制度は、会社法に基づき、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において決議しましたが、今般の会社法改正により、第97回定時株主総会において改めて決議しました。その内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の総数（付与個数の上限）
75個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の数の上限とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権1個当たりの目的となる株式は、当社普通株式200株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、付与株式数は合理的な範囲で調整されるものとする。
- (3) 新株予約権の払込金額の算定方法
各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額に基づく割当付与対象者の払込債務は、新株予約権の割当日において、割当対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数に、1株当たりの権利行使価額1円を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を権利行使期間（行使することができる期間）
新株予約権の割当日の翌日から起算して25年以内とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、上記（5）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ② 新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、割り当てられた新株予約権の総数全てについて行使するものとし、その一部のみに限った行使はできない。
 - ③ 新株予約権の質入、その他一切の処分は認めない。
 - ④ 法令違反、社内規則違反、割当契約違反その他これらに準じる行為がないこと。
- (7) 新株予約権の譲渡の制限（譲渡制限）
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項（取得条項）
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (9) その他新株予約権の内容
上記（1）から（8）の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

株価変動のメリットやリスクを対象者に持たせることにより、対象者の株価上昇および企業価値の向上への貢献意欲や士気を更に向上させることを目的として付与しております。

2017年度より、新たに執行役員に対しても職務執行の対価として、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を付与しました。
2020年度は、当社執行役員25名に新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を付与しました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

2020年度に係る当社取締役および監査役に対する報酬等の額は以下のとおりであります。

<区分>	<支給人員>	<支給総額>	報酬等の種類別の総額		
			<基本報酬>	<業績連動報酬等> (役員賞与)	<非金銭報酬等> (株式報酬型ストックオプション)
取締役	14名	594百万円	462百万円	100百万円	32百万円
（うち社外取締役）	(4名)	(59百万円)	(59百万円)	(—)	(—)
監査役	4名	82百万円	82百万円	(—)	(—)
（うち社外監査役）	(2名)	(34百万円)	(34百万円)	(—)	(—)

(注)

1. 金額は表示単位未満を切り捨てております。

2. 取締役の支給人員14名には、当期末現在の取締役12名に加えて、2020年6月26日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 上級執行役員 岩澤 哲、取締役 上級執行役員 塗 靖明の両氏が含まれております。
3. 基本報酬は、当期末現在の取締役12名、監査役4名に加えて、2020年6月26日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 上級執行役員 岩澤 哲、取締役 上級執行役員 塗 靖明の両氏に係る分が含まれております。
4. 業績連動報酬等(役員賞与) 100百万円は、社外取締役を除く取締役8名に対する支給予定額であります。
5. 非金銭報酬等(株式報酬型ストックオプション) 32百万円は、社外取締役を除く取締役8名に対して付与した新株予約権の当期における費用計上額であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスの取れたものとしております。社内取締役については固定報酬等としての月例報酬、業績連動報酬等としての賞与および非金銭報酬等としての株式報酬型ストックオプションで構成し、個人別の報酬等は職責に応じて決めております。社外取締役については、固定報酬等としての月例報酬のみとしております。当社は、取締役の報酬等の決定に際して、代表取締役の諮問に対して独立社外取締役が公平・中立の立場から意見を述べ、取締役会に報告することを目的として、代表取締役および独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。

監査役の報酬は、固定報酬とし、株主総会の決議により承認いただいた上限額の範囲内で決定いたします。個々の監査役の報酬については、職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会開催前に、取締役会事務局より十分な説明を行うこととしております。取締役会に出席し、豊富な知見に基づき、適宜発言を行うとともに、毎月、取締役から業務報告を受け、適宜意見交換を行っております。さらに、代表取締役との面談を定期的に行うとともに、指名・報酬諮問委員会や独立社外役員会議に出席し、意見交換を行っております。

社外監査役については、取締役会および監査役会に出席し、適宜発言を行うとともに、毎月度常勤監査役より監査役業務報告を受け、意見交換や重要事項に関する協議等を行っております。さらに、代表取締役との面談や社外取締役を加えた社外役員の会合を定期的に行い、意見交換を行っております。

監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【業務執行】

当社グループの経営に関わる重要事項に関しては、社長他によって構成される経営審議会の審議を経て取締役会において執行を決議しております。

取締役会は、月1回以上定期的に開催され、法令、定款および取締役会規則に定められる重要事項について議論してその執行を決定するとともに、取締役に職務執行の状況を報告させて、その適法性および妥当性を監督しております。取締役の員数は、13名を上限とし、原則として4名は取締役会の監督機能を強化するために独立社外取締役を選任しております。取締役の任期は、経営責任の明確化を図るため1年としております。加えて、当社では、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務執行と監督機能をハーモナイズさせることを目的に、執行役員制度を導入しております。日常の業務執行については、取締役会が選任した執行役員をはじめとする部門長に広い権限を与えておりますが、取締役が各部門を担当して業務の執行を監督するとともに、毎月部門長会を開催し、各部門長から取締役・監査役に対し職務の執行状況を直接報告させております。また、毎月執行役員会を開催し、経営方針や課題を共有し、執行のスピードアップと経営目標の実現を図ります。なお、法令を遵守し、ステークホルダーに対する説明責任を果たし、社会の持続可能な発展に貢献する活動を推進することを目的に、社長を委員長とするESG委員会を設置しております。

【監査・監督】

監査役会は、独立社外監査役2名を含む4名で構成されており、会計監査人およびESG推進部内部統制室と相互に連携して監査を遂行しております。監査役は、定期的に代表取締役と意見交換する場を持つとともに、取締役会をはじめ、執行としての重要事項の決定を行う経営審議会や部門長会等の重要会議に出席し、適宜業務執行状況の監視を行っております。

また、各部門の業務運営については、ESG推進部内部統制室が内部統制評価および内部監査を行っております。

当社の会計監査業務を遂行した公認会計士は、土居正明、小野友之および立石政人であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他19名であります。

業務執行の監督に関しては、取締役会を月1回以上定期的に開催し、法令・定款および取締役会規則に定める重要事項について、取締役会議長を中心に議論を行い、決定しております。

【監査役機能強化に向けた取組状況】

監査役は4名であり、内2名が独立社外監査役であります。常勤監査役には、当社経理部門で長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者を選任しております。なお、監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を設置しております。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

【責任限定契約】

当社は、社外取締役4名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の責任について責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社は、原則として独立社外取締役4名と独立社外監査役2名を設置し、取締役会による業務執行の監督かつ監査役会による監査は十分に機能していることから、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択しております。

・当社は、執行役員制度を採用し、取締役の監督機能と業務執行機能をハーモナイズさせ、意思決定の迅速化と役割の明確化を行っています。
取締役会は当社グループ全体の重要な経営戦略の決定と業務執行の監督を担い、執行役員は担当分野における業務執行を担っています。
・当社は、コーポレートガバナンスの取り組みが効果的に機能するために、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

[独立社外取締役の役割]

・独立社外取締役は、取締役会が経営戦略ないし経営計画を決定するに際し、その見識に照らして効果的な助言を行い、当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスについて株主共同の利益の観点から建設的な意見を表明することを、その主たる役割とします。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として、株主総会開催日の3週間前までに発送することに努めておりますが、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会については2021年6月3日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年よりインターネットを通じての議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2008年より株式会社「CJ」が運営する機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版(抄訳)を作成しております。
その他	招集通知(和文・英訳)を発送日前に東京証券取引所及び当社のウェブサイトに掲載しております。2021年6月25日開催の第97回定時株主総会については、2021年5月27日に開示しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および四半期決算開示後に説明会を実施し、代表取締役やIR担当役員が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、統合報告書、決算説明資料等を掲載しております。 URL https://www.kaneka.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役専務執行役員 石原 忍 IR事務連絡責任者:IR・広報部長 石田 修	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ESG憲章で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ESG憲章を定め、統合報告書を作成の上、当社ホームページにて開示しております。 また、社会の諸課題の解決に取り組み持続的に企業価値を向上させるために、ESG委員会を設置して、すべてのステークホルダーを尊重した企業活動の推進等を統括しております。 なお、ESG委員会が、コンプライアンス部会、地球環境部会、中央安全部会、製品安全部会を統括しております。

その他

【ダイバーシティの推進】

・「カネカは実験カンパニー」として、世の中の様々な課題解決に挑戦しています。新しい発想は異なる価値観のぶつかり合いと尊重から生まれる、との考えから年齢や性別・国籍などを問わず意欲の高い多彩な人材に挑戦の場を与えています。

・女性社員の活躍推進については、食や健康の分野、SNSマーケティングなど、あらゆる分野に広がっています。新卒採用（大卒・高専卒）における女性比率は、2021年の採用実績で30.2%となっています。また女性の幹部職登用を積極的に進めており、男性社員と共に次期リーダー・経営人材を対象とした研修へ参加し、将来のビジネスや経営を担う人材を育成しています。

・シニア社員の活躍推進については、60歳以降の社員が意欲高く仕事に取り組めるよう、2021年5月度より職務価値に基づく処遇を軸とした再雇用制度へ抜本的な見直しを行いました。

新制度ではシニア社員が自らの能力・経験を活かして働けるようコースを設定すると共に、希望する仕事や働き方に応じて職務を選択できる仕組みを取り入れました。また新制度にあわせて現役社員の40歳以降のキャリア教育を見直し、会社生活の節目で定年後を見据えた将来のキャリアを考える機会を充実させました。

・外国籍社員の活躍については、カネカグループ全体約11,000名の社員のうち、約3,000名の外国籍社員が全世界で業務に従事しています。カネカでは、2019年度から従来の新卒春採用に加えて10月入社の仕組みを導入し、外国籍社員の採用を進めています。

・障がい者雇用については、ペーパーレスへの移行を受けた書類の電子化、名刺作成の内省化など職域の拡大を行いました。2021年6月1日現在の障がい者雇用率は2.47%となっています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会の決議により「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針」を定めております。その概要は以下のとおりであります。

この基本方針については、定期的に確認を行い、適宜見直しを行うことにより、内部統制システムの実効性確保に努めており、今年度においては、2021年3月23日開催の取締役会で決議しました。その概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 独立社外取締役を原則として4名置き、取締役会の監督機能を強化する。
 - b. コーポレートガバナンスの取組みが効果的に機能するために、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置く。
 - c. 独立社外取締役及び独立社外監査役を構成員とする独立社外役員会議を設置して、当社のコーポレートガバナンスに関する事項等について議論し、課題や改善策等につき取締役会議長に報告する。
 - d. 社会の諸課題の解決に取り組み持続的に企業価値を向上させるために、ESG委員会を設置して、すべてのステークホルダーを尊重した企業活動の推進等を統括する。
 - e. 企業倫理・法令遵守に関しては、ESG委員会傘下のコンプライアンス部会が全社の計画の統括、進捗度の把握、遵守状況の確認、適切な相談・通報窓口の設営・維持等、必要な活動の推進・監査を統括する。
 - f. 全社横断的課題に対しては、ESG委員会傘下の地球環境部会・中央安全部会・製品安全部会が計画の推進等を統括する。
 - g. コンプライアンスの観点から社内諸規程を整備し、教育研修、自己点検、監査等を通じて、当該諸規程の浸透や遵守の徹底を図る。
 - h. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不法・不当な要求に対しては、全社一体となった、毅然とした対応を徹底する。また、社内に対応統括部署を設け、平素より情報の収集管理、警察などの外部機関や関連団体との連携に努め、反社会的勢力排除のための社内体制を整備、強化する。
 - i. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、内部統制部門が必要な監視活動を行う。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理については、各部門が、業務の遂行に際して、または関連して発生しそうなリスクを想定して適切な予防策を打ち、万一、リスクが発現した場合には、関連部門の支援も得ながら適切に対処することを基本とする。
 - b. 潜在的リスク発現に対する予防策については、倫理・法令遵守に関するものも含め、ESG委員会コンプライアンス部会が全社の計画の立案・推進を統括する。
 - c. リスクが発現した場合または発現するおそれが具体的に想定される場合には、適宜ESG委員会が当該部門と協働して対処する。
 - d. 上記3項目が、的確に実施されているかどうかについて定期的に点検を行い、体制の形骸化を回避するとともに、実効性を維持・改善していく。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 執行役員制度により、取締役の監督機能と業務執行機能をハモナイズさせ、意思決定の迅速化と役割の明確化を行う。
 - b. 日常の業務執行に関しては、取締役会が選任した執行役員をはじめとする部門長に広い権限を与えて執行の機動性を確保するとともに、取締役が各部門を担当して業務の執行を監督する。
 - c. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況の報告等を行う。
 - d. 重要事項は、決定基準表に基づく社内提案・決定手続に従って、経営審議会における審議を経て、取締役会で決議し、執行する。
 - e. 執行役員会を毎月開催して、経営方針や課題を共有し、執行のスピードアップと経営目標の実現を図る。
 - f. 毎月部門長会を開催し、経営の方針・業績等を伝達・周知するとともに、指定された部門長から事業計画及びその進捗状況について報告させる。
 - g. 独立社外役員会議において、取締役会のあり方及び運営方法等について議論し、取締役会の実効性を高めていく。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内における意思決定や業務執行に関する情報は、法令及び社内諸規程に従って保存・管理する。
- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 国内外の子会社の組織及び業務運営、並びにリスク管理については、「関係会社の組織作り及び運営のガイドライン」に則って行う。
 - b. 子会社のコンプライアンス委員会に対して、ESG憲章や倫理行動基準等の社内諸規程の整備と周知・徹底のために、当社の所管部門や関連部門が必要なサポートを行う。更に、当社のコンプライアンス部会において、子会社のコンプライアンスも含めた状況の確認を行う。
 - c. 国内子会社には監査役を置き、監査役が実効性のある監査を行うことができるよう当社の関連部門が必要な指導・支援を行う一方、国内外の子会社に対し、当社内部統制部門が実施する内部監査及び内部統制評価を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。
 - d. 国内子会社を対象にした報告会等を定期的に開催し、当社グループの経営方針等を伝達するとともに、各社長から経営方針や達成状況等について報告させる。また、海外子会社を含めたグローバル工場長会議で、工場の安全対策を共有する等、機能別業務効率の向上を図る。
- (6) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等から報告を受けた者は、次の事項を当社の監査役に遅滞なく報告する。
 - イ. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
 - ロ. 内部監査、内部統制評価の実施状況
 - ハ. コンプライアンス上の重要な事項
 - ニ. その他経営に関する重要な事項
 - b. 重要な決裁書類は監査役に回付する。
 - c. 当社は、上記aの報告をした者が当該報告をしたことを理由とした不利益を受けることがないよう配慮する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を配置する。
 - b. 当該監査役補助者の選任・異動・評価については監査役の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。

c. 当該監査役補助者は、監査役の指揮・命令に従う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役と監査役との意見交換会を定期的を実施する。
- b. 監査役は、取締役等から業務執行状況について適宜聴取する。
- c. 監査役は、取締役会、部門長会、経営審議会等重要な会議に出席する。
- d. 監査役は、会計監査人から会計監査結果等、定期的に報告を受け、また意見交換会を実施して、連携を図る。
- e. 監査役は、当社の本社・工場等及び子会社において業務執行及び財産管理の状況を適宜調査する。
- f. 監査役は、必要に応じて、公認会計士・弁護士等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、当社の役員・社員が業務に携わるにあたって守るべき基本事項である「倫理行動基準」を定め、そのなかで反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの要求に対しては断固たる姿勢で対処し、不法・不当な要求には個人としても応じないこととしております。また、経営トップはじめ幹部職はこの行動基準が遵守されるよう率先垂範して自らの行動を律するとともに、社内体制の整備と周知徹底を行うこととしております。

社内に対応統括部署を設け、平素より情報の収集管理、警察などの外部機関や関連団体との連携に努め、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制を整備強化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、仮に当社取締役会の賛同を得ずに、いわゆる「敵対的買収」がなされたとしても、それが企業価値ひいては株主共同の利益につながるものであるならば、これを一概に否定するものではありません。しかし、当社株式に対する大規模な買収行為が行われる場合には、株主のみなさまに十分な情報提供が行われることを確保する必要があると考えます。また、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとする者等、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう敵対的かつ濫用的買収が当社を対象に行われた場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、必要・適正な対応策を採らなければならないと考えております。

従って、当社は当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、株主のみなさまが当該大規模買付行為の是非について適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、株主のみなさまの検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

当社は、会社情報の開示が適切に行われるように以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備しております。

- (1) 会社情報の適時開示に関わる執行総括部門をIR・広報部としております。
- (2) 決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報の各区分毎に、会社情報の開示に関わる手続きの内容及びこれを担当する部門、組織を定め、コンプライアンス部会でその運用状況を監査しております。

当社のコーポレートガバナンス体制 模式図

